

2026年6月29日 一部改正
2026年1月29日 技術委員会 審議
2026年5月29日 国土交通大臣 認可

日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用

改正対象

シップリサイクル規則／同検査要領

改正理由

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（HONG KONG INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFE AND ENVIRONMENTALLY SOUND RECYCLING OF SHIPS, 2009）が2025年6月26日に発効した。本会は同条約を既に本会規則に取入れている。

国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶については、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）にてリサイクル実施時に有害物質一覧表を備えること及び検査を受けることが要求されている。

今般、シップリサイクル規則に国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶への適用を定めるため、関連規定を改める。

改正内容

国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶に関して、有害物質一覧表及び検査等に関する事項を規定する。主な内容は次のとおり。

- (1) 建造時に有害物質一覧表第I部を可能な限り備える旨規定
- (2) リサイクルが決定された場合は最終検査までに完成した有害物質一覧表を備える旨規定
- (3) 検査の種類、実施及び時期並びに検査の要件について規定

施行及び適用

2026年7月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX25-16

「日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>シップリサイクル規則</p> <p>1 編 総則</p> <p>1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用*</p> <p>1.1.2 国際条約及び締約国政府による要件* 船舶のリサイクルについては、本規則の規定によるほか、国際条約並びに主管庁及び所管官庁の国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。主管庁又は所管官庁の指示により、本会が特別の要件を適用することがある。</p>	<p>シップリサイクル規則</p> <p>1 編 総則</p> <p>1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1.1.2 国際条約及び締約国政府による要件 船舶のリサイクルについては、本規則の規定によるほか、国際条約並びに主管庁及び所管官庁の国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。主管庁又は所管官庁の指示により、本会が特別の要件を適用することがある。</p>	<p>検査要領の追加に伴い、「*」を追記 参考用に記載</p>

「日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">シップリサイクル規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">1 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.2 国際条約及び締約国政府による要件 <u>国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成 30 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の特定日本船舶であって、第 2 条第 4 項の特別特定日本船舶でない船舶）については、規則 1 編 1.1.2 にいう「特別の要件」とは次の(1)から(3)による。</u></p> <p>(1) <u>有害物質一覧表については、次の(a)から(c)による。</u></p> <p>(a) <u>可能な限り、船舶の建造時に有害物質一覧表第 I 部を備えること。</u></p> <p>(b) <u>船舶をリサイクルすることが決定された場合にあっては、完成した有害物質一覧表を備えること。</u></p> <p>(c) <u>有害物質一覧表については、規則 2 編によること。</u></p> <p>(2) <u>検査の種類、実施及び時期については、次の(a)から(e)による。</u></p> <p>(a) <u>初回検査</u> <u>初回検査は、有害物質一覧表第 I 部を備える特定日本船舶であって、船主からの申込みがあった場合に行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">シップリサイクル規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">1 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下、「法律」）における国際航海に従事しない船舶に対するシップリサイクル規則の適用について規定</p> <p>法律第二条第 3 項</p> <p>法律 第三条第 3 項 第九条</p> <p>法律第十七条</p> <p>法律第三条第 3 項（第 1 項）</p>

「日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(b) 更新検査 <u>更新検査は、初回検査を受けた場合であって、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内に行うこと。更新検査時期の繰り上げ及び延期については、規則 3 編 2.1.3 を準用する。</u></p> <p>(c) 追加検査 <u>追加検査は、初回検査及び更新検査の時期以外であって、次のいずれかに該当するとき、船主からの申込みがあった場合に行う。</u></p> <p><u>i) 構造、装備、システム、配置及び材料の変更、交換、大規模な修理を行ったとき</u></p> <p><u>ii) その他検査を行う必要があるとき</u></p> <p>(d) 最終検査 <u>最終検査は、船舶が運航を終え、船舶のリサイクルが行われる前に行うこと。</u></p> <p>(e) 不定期検査 <u>不定期検査は、登録を受けた船舶が船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3. に該当する疑いがあり、かつ本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。</u></p> <p>(3) 検査については、次による。</p> <p>(a) 検査の準備その他については、規則 3 編 2.1.5 による。</p> <p>(b) (2) に掲げる検査については次によること。</p> <p><u>i) 初回検査：規則 3 編 3 章</u></p> <p><u>ii) 更新検査：規則 3 編 4 章</u></p> <p><u>iii) 追加検査：規則 3 編 5 章</u></p> <p><u>iv) 最終検査：規則 3 編 6 章</u> <u>この際、完成した有害物質一覧表を備えること</u></p> <p><u>と</u></p> <p><u>v) 不定期検査：規則 3 編 7 章</u></p>		<p>法律第四条第 2 項</p> <p>法律第三条第 3 項（第 1 項 第二号）</p> <p>法律第十七条、第二十条</p> <p>法律 第三条第 3 項（第 1 項） 第四条第 2 項 第三条第 3 項（第 1 項 第二号） 第十七条、 第二十条</p>

「日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(c) (2)に掲げる検査の完了に際し、最新の有害物質一覧表が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p>(d) 係留中の船舶については、規則3編2.1.4による。</p>		
附 則		
<p>1. この改正は、2026年7月1日から施行する。</p>		